# 平成28年12月定例県議会 環境生活警察常任委員会会議録 (第1号・調製前)

1 日 時 平成28年12月14日(水曜日) 開会 午前10時0分 閉会 午後2時49分

\_\_\_\_\_

# 議案第32号関係 (環境生活部関係)

- **〇三輪由美委員** 今、県のほうから廃止ということが打ち出されておりますが、それはいつ、どのような理由で廃止をすると県のほうで、内部でお決めになったのか、お答えください。
- 〇委員長(関 政幸君) 横尾県民生活・文化課長。
- 〇説明者(横尾県民生活・文化課長) 青少年女性会館につきましては、本年7月に開催されました行政改革推進本部におきまして、青少年女性施策を推進していく上で、会議室やホール等の貸し室業務を県が維持する必要性は低いことから、施設の利用方法を見直すこととし、公の施設としては廃止する方向で検討を行うとの見直し方針が決定されたところでありますので、現在平成29年度末の閉館に向けて対応を進めているところでございます。
- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 7月、県の行革推進本部で、今おっしゃった、貸し室業務の利用が低いという 1点が理由でしょうか。
- ○委員長(関 政幸君) ほかに理由はあるのか。 横尾県民生活・文化課長。
- 〇説明者(横尾県民生活・文化課長) 廃止の理由なんですけれども、まず、利用者につきましては年々減少しておりまして、特に本来目的である青少年等の利用が最盛期に比べると半分程度になっております。利用率も、民間企業等の一般利用も含めまして50%台である中、平成27年度におきましては青少年等の利用者が一般の利用者を下回る状況になっております。また、青少年女性会館は、昭和56年に設置されまして竣工から35年が経過しておりまして、老朽化、それから耐震性の問題から施設改修、耐震改修を行う必要があります。こうしたことから、公の施設としては廃止する方向で検討を行うとの見直し方針が決定されたところでございます。
- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 今、理由が2つ述べられたかと思います。耐震がないということなんですけれども、本会議でも県社会福祉センターなどは耐震がないけれども、必要性、重要性ということで新規で建設ということですので、耐震性は、これはもう理由にはならないと。
- もう1つの青少年や女性などの利用が一般を下回っているということなんですが、例えば平成25年7万45人、平成26年7万882人、このうち青少年、女性、青少年育成者の利用は何人ですか、お答えください。
- **〇委員長(関 政幸君)** 横尾県民生活・文化課長。

**〇説明者(横尾県民生活・文化課長)** 平成25年は、青少年等の利用が3万7,479人、一般が3万2,566人、合計で7万45人、平成26年度が、青少年等が3万7,172人、一般が3万3,710人、合計で7万882人でございます。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 今御答弁ありましたように、平成25年、26年は明らかに青少年、女性、そうした青少年育成者のほうが多いわけですよね。そして、廃止などの方向が打ち出されつつある中で、平成27年は利用者が比較で言うと割合が少し減っておりますけれども、しかし、先ほどの議論でも明らかなように、7万5,000人ということで5,000人もふえているわけです、全体として。私も神奈川青少年センターに行ってきましたけれども、一般と青少年の方たちが一緒になって、やはりこうした取り組みをするという意味合いからも、何か一般と青少年を対立的に捉えるのもおかしいかなというふうに思います。もちろん青少年の利用をふやすために県がどう努力してきたかという、そういうことも問われていると思うんですが、そこでもう一度原点に戻って、この廃止ということで本当にいいのかということを私は問いたいと思うんですが、そもそもこの県の青少年女性会館の設置目的は何だったのでしょうか。ここでもって、これは千葉県青少年総合プラン、平成27から平成29年、こうしたプランを多分実施をされている拠点にされていたと思うんですが、こうした青少年施策の重要性について県の認識を伺いたいと思います。

**〇委員長(関 政幸君)** 横尾県民生活・文化課長。

**○説明者(横尾県民生活・文化課長)** 青少年女性会館の設置目的ですが、青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図ることでございます。

もう1つの御質問ですが、青少年総合プランですけれども、施策の柱としまして3本ありまして、子供、若者の健やかな成長と自己形成、社会参画の支援、それから困難を抱える子供、若者の支援、被害防止の保護、それから子供、若者の成長を支える地域社会づくりとなっておりますが、このプランの中では青少年女性会館の位置づけは特にされておりません。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

**〇三輪由美委員** 重要な意義があって会館を設立した、しかし、最盛期から比べれば減っている ということなんですけれども、なぜ減ったのかという原因分析の報告はございませんし、先ほど の議論でもあったように、廃止をして青少年の施策の充実が図られるという、そうした方向性も 見えてきていないわけです。

ちょっと角度を変えますが、今回廃止という重要なことが出されているわけなんですが、これまで青少年の関係者、協会の会長でありますとか、そういった青少年問題協議会ということもあるかと思うんですけれども、こうした方たちには、このことはお知らせされているんでしょうか。どういった御意見がそうした方から寄せられているんでしょうか。

**〇委員長(関 政幸君)** 横尾県民生活・文化課長。

**〇説明者(横尾県民生活・文化課長)** 青少年女性会館につきましてはパブリックコメントを実

施しまして、一般の方から御意見をいただいております。御意見は48件いただいておりまして、 廃止について反対ということ、または廃止の理由を問うもの、それと、廃止になっても今後とも 青少年施策を充実させるべきという御意見をいただいております。

それから、青少年問題協議会にも8月に、この廃止につきましては、行革の対象になっている ということは申し上げております。委員の中からは、反対の意見も確かに出ております。

- ○委員長(関 政幸君) 関係者のほうの関係ではという質問。
- 〇説明者(横尾県民生活・文化課長) 失礼しました。

それから、関係者ということで、この青少年女性会館には青少年団体連絡協議会といいまして、ボーイスカウトですとか子供会とか、そういった団体の方の事務所がございますので、その方々についてもその理事会の場で御説明はさせていただいております。さまざまな意見があるかと思いますけれども、この団体の事務室につきましては移転先を示しております。その団体の会員の中には反対されている方もいると聞いております。

以上です。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 重大だと思うんですね。7月に県のほうで決めた、今の御答弁で8月に開催された協議会で会長などに議論をいただいた、反対もあると。具体的には協議会の会長や協会の会長から反対の意見、どのような内容ですか。
- 〇委員長(関 政幸君)答えられますか。横尾県民生活・文化課長。
- ○説明者(横尾県民生活・文化課長) 委員の中では、現在の青少年施策の後退になってはいけない。それから、青少年女性会館に入居している団体があるので、新しいところ、移転先を補償しなさい。それから、青少年協会の職員については、再就職をお世話しなさいというような御意見が出ました。
- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 青少年問題協議会の会長などの意見を聞いたんですけれども、その方の意見ではないところをお答えになっている。つまり、県がそういう認識だということは本当に重大だと思います。

これは8月の30日に開かれました千葉県青少年問題協議会の、県の運営要綱に基づくものですが、例えば、県青少年協会の会長からは、行革審の答申についても、今までの青少年協会の事業についてどこまで理解をした上でこのような答申を出したのか、我々としては全く理解しがたい。議長からも、私もここまで進んでいるとは知らなかった、初めて聞いた、とんでもない、まさに千葉県の青少年行政の後退ですよと、会館がなくなって協会を潰すというのはあり得ない。また、さらに会長から、パブコメとして反対意見をたくさん出したと、これは森田知事に言わなきゃいけない、こんなのとんでもない、きょうはびっくりした。また、県の説明もあるわけですけれど

も、議長が再び、もう一度千葉県の青少年行政をどうするのかを、いつしかこの審議会で上げていただいて審議しないと、このままほうっておくと本当に消滅しかねない、50年の歴史がある中でこれがほとんど消える可能性が高い。議長がまた再び施設を……

- ○委員長(関 政幸君) 三輪委員、質問のほうに。内容はわかったので。
- **〇三輪由美委員** 潰すなんてだめですよということで。

(「そういうのを知ってるんだったらそこから質問すればいいんだよ、そういうところから質問していけばいいんだよ、答えが違うじゃなくて、自分の知っているところを言って、それに質問すればいい」と呼ぶ者あり)

**〇委員長(関 政幸君)** そのような声があるということを踏まえて質問のほうに。 三輪委員。

○三輪由美委員 県の認識を私は伺いましたけれども、この部分を県が受けとめておられないということが明らかになりました。利用者について言えば、パブコメで反対の意見なども出されているということです。他県を参考にして青少年のやはり今後の充実ということも考えていかなきゃならないと思うんですが、前回の常任委員会で他県の県青少年会館の状況についてお聞きをしたところ、群馬、茨城、栃木など同レベルの会館があるということで、近隣では、埼玉、東京は廃止をされているんですが、神奈川県、私、行ってまいりましたら、千葉県からもセンターを視察にいらっしゃっているということです。神奈川県に県のほうで視察に行かれている、それはどのように受けとめておられるでしょうか。今後のその青少年会館廃止後の施策などにどう生かす、そうした観点でもし認識があればお答えください。

**〇委員長(関 政幸君)** 横尾県民生活・文化課長。神奈川県の視察はどういうところにつながるのか。

○説明者(横尾県民生活・文化課長) 委員御指摘のとおり、関東近県では既に東京と埼玉が同様の施設を廃止しております。それから、神奈川県には県立青少年センターというのがございますが、ここは、千葉県が行っている貸し館業務のほかに、設置の目的としまして県民の教養の向上に資する施設というのがございまして、科学体験活動の普及ですとか、芸術文化施設の側面もございますので、千葉県の青少年会館とは若干施設の性格が異なるということを視察等で理解しているところでございます。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 やはり神奈川県では、県が直接運営をしており、県職員が約50名で、利用者も20万近くということで、千葉県もやっているさまざまなひきこもり――ライトハウスもやっておりますけれども、そうしたこと、演劇なども中心にしながら、青少年の、もちろんメーンは育成ですね。育成員をたくさん――県内の、育成していく、全国の資料がある、千葉県の資料も神奈川に行ったらありました。千葉県の場合は、今度会館を廃止して県の職員は11名ということで、やはりこの点では神奈川県は大きく成功していると私は実感しましたので、私としてはこの県の、千葉県青少年女性会館の廃止には反対をし、やはり神奈川県なども参考にして、大変重要な青少

年の健全育成に資するべきだと充実を強く求めて質疑を終わります。

\_\_\_\_\_

### 諸般の報告・その他の関係

# **〇三輪由美委員** それでは伺います。

まず、浄化槽の法定検査問題、全国ワーストを改善するためにセンターをふやすことが進められているということで、私ども要望してまいりました。ぜひ今後きちんと進めていただき、御報告もいただきたいということを重ねて要望いたします。

それから次に、先ほどの青少年会館廃止の問題で、8月30日の千葉県青少年問題協議会、これは本当にこの議論は大事で、私も全て議事録を読んでいるわけではないんですけれども、ここには県会議員も参加をされているようです。ぜひ議会での議論、今後進めていただきたいということをお願い申し上げておきますのと、あと、神奈川県に視察に行ったときに、千葉県から来ましたって言いましたら、千葉県、森田知事、青春知事だと。全国で一番青年の予算は、もうとても神奈川など足元には及びませんよというふうに言われたんですね。本当にそういう意味では、日本の全国1位の青少年施策を誇れるような千葉県にしていかなきゃならないなと、逆に私ども思いましたので、これも重ねて意見表明をさせていただきます。

次に、それとも関連するんですけれども、千葉県子ども・若者総合相談センターというのが青 少年会館の中にありまして、私、見に行きました。そうしたら、電話相談だけで来所できないん ですよね。これはぜひ来所できる体制が必要ではないかと、人員も予算も大幅増額を新年度要求 すべきだと思うんですが、今後の展望についてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきた い。

それから、続けて有害鳥獣による生活被害対策について。これもかねてこの委員会で要望して まいりまして、ようやくハクビシンによる実態調査というものが行われていると思うんですけれ ども、県内54自治体の中で生活被害が発生しているのは何自治体であり、最近増加傾向の市町村 は何自治体であり、市町村で生活被害を目的とした捕獲を実施しているのは何自治体か、お答え いただきたい。

- **〇委員長(関 政幸君)** 横尾県民生活・文化課長。
- ○説明者(横尾県民生活・文化課長) 県民生活・文化課でございます。

子ども・若者総合相談センターでございますけれども、現在は電話相談だけを受け付けております。このセンターにつきましては、現在の第2次千葉県青少年総合プランでも相談体制の充実を図るというふうに書いていますので、今後さらなる相談体制の充実を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 野溝自然保護課長。
- 〇説明者(野溝自然保護課長) ハクビシンによる生活被害に関しての市町村のアンケート調査 の結果でございます。平成28年3月にアンケート調査を全市町村に対して実施しまして、生活被

害の発生につきましては54市町村中52市町村、それから、被害状況が増加傾向というアンケートの回答が24市町村、それから、市町村捕獲の実施状況については、ハクビシンについては32市町村が実施しているということでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 子ども・若者総合相談センターを充実させていくということで大いに期待をしたいんですが、聞くところによると、旧キャリアアップセンター、ここに行くかもしれないという話も聞いているんですけれども、ここは男女共同参画センターの行き先というか予定にもなっている、そして、さらに県税事務所もそこにというふうなことになりますと、性格上、ひきこもりだとかニートとか、本当にそういう意味では慎重に配慮が必要な青年たちが、ここで充分な来所相談、できるんだろうかということも懸念をしているところです。ぜひ再検討も含めて充実、子ども・若者相談センターの大幅な充実を要望いたします。

有害鳥獣、ハクビシン、初めて生活被害のさまざまな調査をしていただきましてありがとうございます。ここまで被害が広がり、市町村独自でもう捕獲しているということであれば、県としての支援制度、なぜやらないんでしょうか。やらない理由を、今ないということで、やられない理由をお答えいただきたい。検討すべきではないでしょうか。

- 〇委員長(関 政幸君) 野溝自然保護課長。
- **○説明者(野溝自然保護課長)** 都市部での住居侵入等の生活被害につきましては、一義的には 市町村が対応すべきものと考えております。個人からの要望などにより、必要と判断されれば市 町村が制度をつくって対応することとなると考えております。県といたしましては、現在市町村 職員等を対象に、生息状況や捕獲方法に関する講習会などを実施して、技術的な支援を行ってい ます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 引き続き要望していきたいと思います。

あと、野田市の三ツ堀の残土処分場問題なんですが、11月の決算審査特別委員会でも取り上げました。これは本当に30年近くにも及び、県とのかかわりでも残土条例を守らない形で青道、赤道、市の道路が残土で埋もれているという、ずっと放置をされてきましたが、勧告を出されたその勧告の内容、それを受けての現在の進捗状況はどうかお答えください。

もう1つ、山武市木原地先のメガソーラー発電造成工事について、ここも9月議会で産廃110番に電話したが受け付けられなかったということで我が会派の控室に通告をいただいた案件でございます。アスベスト含有スレート産廃撤去についての進捗状況はどうかお答えください。

- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- ○説明者(長谷川廃棄物指導課長) 廃棄物指導課でございます。

まず最初に、野田市三ツ堀の件でございます。文書勧告の内容でございますけれども、是正計

画書より具体的な工程表を平成28年の12月22日までに提出をして、その間、是正計画書の承認を得るまでの間は事業場からの土砂の搬出は行わないように勧告をする内容でございます。また、この是正計画についても、地権者の同意を得るよう求めているところでございます。

状況でございますけれども、現在、早急に私ども野田市と協議調整をして、是正計画を作成するように指導しているところでございまして、具体的には市との調整を早急に進めるよう促すために、先ほど申し上げましたとおり提出期限を12月22日まで定めました。また、文書勧告後の11月30日に、県と野田市と事業者で再度現地調査を行いました。この際に、野田市に対しまして是正計画の提出期限を踏まえて事業者と調整することの協力を依頼させていただきました。また、反対しておりました地権者の御理解も得られたと聞いておりますので、このまま順調に進めば来年1月下旬ごろから工事着手が可能となると考えております。

続きまして、山武市の木原のソーラーの状況でございます。現在、進捗状況でございますけれども、通報後に事務所で立ち入りをした際に、これ以上の搬入をしないように指導したところでございます。その後、事業者に対しまして再生砕石の撤去指導を行っており、事業者は、まず手作業によりまして現場から廃プラスチックであるとか木くず等の廃棄物の撤去を行い、その後、事業場を区画に分けまして、区画ごとに建設機械により再生砕石の撤去を行っているところでございます。

以上でございます。

#### 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 野田三ツ堀の残土処分場問題ですが、やっと動いたと、勧告は14年の中で2回目と、本来ならばもっと早くに命令をということも言い続けてきたわけですけれども、今後、3つ要望しておきたいと思います。盛り過ぎた残土を別の場所に持っていくというときに、野田市の許可による新たな事業になるという、ここでぜひまた住民を泣かせることがないように、適正に行われるように県としても見ていただきたいということが1点。

それから2点目は、先ほど反対していた地権者が同意をということの報告がありましたが、かなり御高齢になっておりますので、住民との合意については丁寧に進めていただきたいということ。

3点目、12月22日是正計画提出と、これはきちんと守られるように、ぜひ、今度ばかりは県の 厳しい指導を貫いていただきたいということを要望しておきます。

山武の産廃、これは撤去しているということなんですが、1点気になるのは産廃の発生元がどこなのかということです。これはもうかなり時間が経っているので、知っているでしょうか。このメガソーラーを造成しているこの事業者みずからが産廃業者であったと、千葉県の産廃処分業の許可を8月25日付で廃止をしており、しかし、同時に現在も産廃収集、運搬の許可業は持っているということなんですね。産廃処理のプロが、なぜみずからのメガソーラーの造成工事で産廃をチェックできていないか。これについて県の今の指導状況はどうなんでしょうか。

#### 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。

○説明者(長谷川廃棄物指導課長) まず、この確かに事業者につきましては、現在収集運搬業の許可のみを持っているということでございます。詳しい原因につきましては、現在調査中ではございます。しかしながら、納品の際にきちんと点検をしていれば今回の事態は防げたはずでございまして、この事業者に対しましては、この事態について、廃棄物の混入がないように管理徹底するよう指導したところでございます。また、同時に混入先であるとか製造元に対しましても、事業者から産廃の混入が確認されたことを伝えさせまして、今後は再生資材の取り扱いにおいて、廃棄物の混入防止などの管理を徹底するように指導しているところでございます。

ただ、現在詳細な原因につきましては調査中でございまして、調査の過程で産業廃棄物処理法に違反するような事案、事実が発見されれば、産業廃棄物処理法に基づきまして厳正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** きちんとやっていただきたいと思います。

最後に、新井総合株式会社による産業廃棄物最終処分場、君津環境整備センター第3期の造成 計画について伺います。先ほど議論がありましたので、重複を避けて進めたいと思いますが、お 手元に資料として2枚配付をさせていただきました。御参考にしてください。

この新井総合施設株式会社による最終処分場は、放射性廃棄物、8,000ベクレル以下のものは埋めることができるということと、1期、2期、そして今度の3期が認められれば、全国一の、最大規模の最終処分場になり――業者は東洋一だと言っているということですので、大変大規模な、千葉県にとっても重大だということで質疑をいたすわけですけれども、先ほどの議論の中で、何と事前協議を、この12月7日ですね。1週間前に取り下げたと。そして、同日変更許可を事業者が申請をした。そして、同日県が受理をしたということが明らかになりました。そもそも、千葉県のこの廃棄物処理施設指導要綱、これの目的は県としてどういうものであり、この中で事前協議も定めていると思うんですけれども、事前協議の目的は何か。何のためにこうしたものがあるのか。これは途中でおりちゃったということなんですけれども、どうやってこの指導要綱に書いてあることを今後守らせていくのかなど、県の見解を伺いたいと思います。

- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- ○説明者(長谷川廃棄物指導課長) 廃棄物指導課でございます。

指導要綱の目的でございますけれども、読み上げますと、事業者等が廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、県が事業者等に対し、公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、生活環境の保全及び廃棄物の適正処理の推進を図ることを目的とすることでございます。この事前協議につきましては、施設設置に伴う関係法令等の手続が常に適正に行われるように、県、市町村、関係機関等の所掌事務を取りまとめて適切な指導をするとともに、住民の理解を得られるように、説明会の開催であるとか、関係地域住民との調整を求めているものでございます。

今後、この指導要綱で調整となった事項を守らせるためにはということでございますけれども、 法律に基づきまして、私ども厳正に審査をしてまいります。審査に当たりましては外部委員によ る審議会がございますので、その審議会の意見も踏まえながら、審査をしてまいりたいというふ うに考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 改めて私もこの指導要綱ということを、まだこれを全部読み切っておりませんけれども、大変重要なものだと。これは昭和61年に制定されておりますよね。それで、何度も改正が行われて、目的については公害防止、災害防止、それから住民への説明、理解ということなんですが、事業者の責務についてはどのように要綱では定め、この事業者に対して県としてこの責務を守らせるようにどう努力をされたのか。
- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- **○説明者(長谷川廃棄物指導課長)** 事業者の責務につきましては委員お持ちでございますので、 それをごらんいただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。
- ○委員長(関 政幸君) 遵守させるためにどう努力したと。
- **〇説明者(長谷川廃棄物指導課長)** 遵守させるためにはでございますけれども、私どもここにありますように、関係市に対して意見照会をして、市から意見をいただいております。そのいただいた意見について、事業者と市でお互いに調整をして歩み寄りましょうということを指導させていただいているところでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 責務ということで、第3条に、この要綱に定める諸基準を事業者は遵守しなければならないとなっており、第2条は事前協議ということで、たくさんの項目が書かれていると。 遵守しなければならない、これをしなかったということですね。これはどうなるんでしょうか。 どうやって公害や災害の防止のために必要なことを担保していくんでしょうか。
- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- ○説明者(長谷川廃棄物指導課長) この指導要綱につきましては、あくまでも行政指導の一環でございまして、強制力はなく、遵守しなければならないとはありますが、私ども遵守するように粘り強く指導しているところでございますけれども、最終的にこの要綱に従わない場合につきましては、法律の手続によりまして、私ども法律の要件に基づきまして申請を審査をするということでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 本当に、だったら何のためにこの要綱があるのか、きちんと定めているわけで すからね。例えば、他の業者が要綱があるけれども、事前協議がされなければならないんだけれ

ども、――今回は受理をされたわけです、第3期の増設計画を――もう要綱を守らなくたってストレートにやればいいんだみたいな、そういうことになっちゃ困ると。絶対そうしてはならなかったということを私は厳しく指摘をしておきたいと思います。第3期の受理をしたということについても大変遺憾に思っております。法律でこれを受け取らざるを得ないという説明はいただいておりますけれども、納得いかないと。

取り下げた理由なんですけれども、先ほどの中で君津市との調整がつかなかったとのことなんですが、君津市から事前協議の中で事業者に対してどういうことが寄せられて、同時に県に対してもどんな意見が寄せられていますでしょうか。お答えをいただきたい。

それから、環境アセスメントも同時にやられていると思うんですけれども、君津市長から環境 アセスメントの中ではどのような意見書が寄せられているでしょうか、御答弁ください。

〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。

○説明者(長谷川廃棄物指導課長) 意見書でございますけれども、意見は多岐にわたりますために、概要を申し上げさせていただきたいとは思いますが、まず、市でございますけれども、事業者に対しましては、先ほど幾つかお話しさせていただきましたけれども、第1期処分場の事故原因再究明でありますとか、それから計画排水の水質であるとか、それから、これは森林法の関係になるんですけれども、利水者の協議であるとか、防災調整池の容量等の意見が事業者に対してありましたということでございます。

千葉県に対しましては、そもそも受け入れ、幾つかありますけれども、許可申請の手続につきまして、3の1の埋め立ての地区と、3の2の埋め立ての地区があるんですけれども、これを別々に行うべきだというふうな意見。それから、廃棄物の受け入れ計画でございますけれども、これがペースが早い、第3期の計画では埋め立て期間が20年とされていますけれども、第2期の処分場では稼働から3年で5割を超える埋め立てが進められているといったことでございますので、県は、第2期処分場の埋め立てが計画に沿って進むように、1日の搬入台数を制限するなど事業者に対して厳格な指導を行うようということで要望されているということでございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 富塚環境政策課長。
- 〇説明者(冨塚環境政策課長) 環境政策課です。

環境アセスメントの手続についてなんですが、新井総合からは、環境影響評価を実際に行いまして、その結果をまとめた環境影響評価準備書というものが昨年の7月28日に県に出されました。これについて、地元の市原市と君津市のほうに意見照会をいたしまして、同年の11月30日に市原市から、また、12月28日に君津市から市長の意見というのが出されております。その意見なんですが幾つか項目ありますけれども、まとめて申し上げますと、市原市長からは、水文環境、地下水位、地下水質について、詳細な調査データに基づいて説明を行うべきであるとか、運搬車両による環境影響について、土曜日についても予測評価を行うべきであるといった意見。また、君津市長からは、第2期の計画排水水質に対して、今回の第3期の水質が高い値となっていることから見直すべきであるという意見や、本事業により希少種であるホトケドジョウの生息環境の一部

が消失することから、適切な環境保全措置を検討すべきなどの意見が出されておりまして、これらも勘案した上で知事の意見を本年3月に出したところでございます。

### 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 つまり、市原市からも、特に君津市からも環境の問題で懸念があり、不安があるということですよね。参考にこちら、今配付させていただいたのは、おととい開かれた君津市議会経済環境常任委員会で、紹介議員に4人なっておられて、全会一致で採択をされた文書なんですが、この団体は、千葉県に対しても同趣旨の要望書を提出をしたというふうにも聞いております。要するに、これは環境が心配だからぜひボーリング調査によって、安全の確認をさせてほしいと。県に対する意見書を上げろということですので、本会議はまだ最終になっておりませんけれども、事業者がボーリング調査をするよう県として指導してほしいということです。私は傍聴しましたら、この文案にさらにもう1個加えてくれということが委員から出されまして、事業者がボーリング調査をやらない場合、県がボーリング調査をやって安全を確かめてほしいというようなことも加えられるというふうに傍聴してまいりました。

聞きたいんですけれども、既に君津市長から事業者にボーリング調査をさせるようにということの意見書は来ているんでしょうか。それに対して、千葉県は事業者にボーリング調査をするように指導しているんでしょうか、お答えください。

## 〇委員長(関 政幸君) 富塚環境政策課長。

○説明者(富塚環境政策課長) ただいま御指摘の住民団体の方々からの意見書というのは、県に対しては本年の10月6日に君津環境整備センター第Ⅲ期増設計画に係るボーリング調査を求める意見書というのが、御腹川と久留里地区の水を守る会など4団体の方々から知事宛てに出されておりまして――済みません、今回の市議会のその議決というのは詳しく把握しておりませんが、恐らくこれと同じ方々から同じ内容で出されたという御質問かと思います。

この中の、幾つもあるんですが、一番ポイントになっているボーリング調査を求めるという部分につきましては、確かに、先ほど私、答弁の中で触れませんでしたが、君津市長から環境アセスメントの中で市の意見として出された中にもボーリング調査を求めるということは触れておられましたし、それから、10月6日に住民団体の方々から出された中でもボーリング調査を事業者に確認させるべきだというような趣旨の御意見は出ておりますが、この御意見は、環境アセスメントの手続の中でこの意見書が出されたわけではないんですけれども、それに先立ちまして、環境アセスメントの手続の中にも、やはり先ほど申し上げました準備書を公告縦覧していく中で、その準備書に対する意見として住民のほうから出されまして、その意見の内容は全て事業者において個々の意見に対する事業者見解というものをまとめて、それを県のほうに提出しております。この事業者見解も、それから市の意見とか全てあわせて環境影響評価委員会にも提出し、県として検討した結果、それを知事の意見として本年の3月の17日に提出したところなんです。その中では、ボーリングをやるという意見が知事からは出しておりませんで、水文、地質、断面図等について、根拠とした文献を明らかにしなさいということとか、それから、事業実施区域周辺の飲

料用井戸等の地下水位、地下水質への影響について、水文、地質及び地下水流動の観点からも予 測評価をしなさいということで、皆様からの意見に配意した内容の知事意見を出したところでご ざいます。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

**○三輪由美委員** 要は、まとめれば、県はボーリング調査をしろということは事業者に指導していないということがわかりましたが、先ほど1期は停止をさせているということですよね。大変大きな課題を抱え、何度も何度もボーリング調査をしてほしいということが市長からも出ている、住民からも出ているのに、いまだに県が業者に対して知事は指示をしていないと。こういうことが不安を増大させて、今回取り下げという背景の中にもあるんだなというふうに私は感じます。

やっぱり、これは事前の協議を途中で、県の指導も守らずに放り投げてしまうような事業者は、 県民から、あるいは地元市から信頼を得られるだろうか。これから仮に増設をしたとしても、真 摯に聞いてくれる事業者だというふうに、住民あるいは地元市は思えないというのは、当然じゃ ないでしょうか。県はこの点についてはどうお感じでしょうか。お答えをいただきたいと思いま す。

私、住民あるいは地元市のこうした不安を解決するのが千葉県の環境行政の最大の役割だと思 うんですよ。いかがですか。ちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- ○説明者(長谷川廃棄物指導課長) 私どもも住民の御意見というのは見捨てるわけではないので、正確には把握していないところでございますけれども、いずれにしましても、今回のこの申請につきましては、幾つかの法律上の観点から審査をするところでございまして、その中には施設に係る計画、維持管理に関する計画が周辺の生活環境に適正な配慮がなされていることということがございます。周辺の生活環境への配慮につきましては、専門家で構成される審議会の意見を聴取した上で審査を行うことになりますので、いずれにしましても、今回のこの申請につきましては慎重に、私ども丁寧に審査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 まあ、地元市から、あるいは住民から信頼を得られるかとお聞きしましたけれども、それについては県の認識はお答えになりませんでした。やっぱり県としてもこういう事業者を、私は本当にこれは信頼できるというふうに言えないはずですよ、これは聞きませんけれどもね。県要綱がつくられて30年以上もたっており、事前協議が終了しなかったのに許可申請を出して、そして県が受理をしている。これは過去にこういう事例って、事前協議を取り下げて成立しなかったのに、申請を出して許可をした、こういう事例ってあるんですか。
- 〇委員長(関 政幸君) 長谷川廃棄物指導課長。
- **〇説明者(長谷川廃棄物指導課長)** 私どもあくまでも事前協議での調整が前提と考えておりますので、そういった件数については特に調査はしていないところでございますけれども、正確な

件数は把握できませんけれども、過去に事前協議が調わないで許可申請が行われた事例というのは、数件あるというふうになっております。わかる範囲での事例では、いずれも構造基準に不適合などの理由がありまして不許可になっているということでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** はっきり聞こえなくて、不許可になっているということで、「不」とおっしゃったんですよね、確認させてください。
- 〇説明者(長谷川廃棄物指導課長) 「不」です。
- 〇委員長(関 政幸君) はい。三輪委員。
- ○三輪由美委員 今、課長の答弁ありましたけれども、部長、事前協議が前提だということを課 長おっしゃいました。ぜひ今回の案件については、私どもは納得できない、地元市も納得しない、 住民も納得しておりませんので、こうした事業者に増設計画は許可できない、認められないとい うことを強く申し上げておきたいと思います。

なお、鋸南開発の問題は事前協議を無理やり終了させて、今、県のほうでまだ審査が続いているということでありますけれども、12月9日付で鋸南町が汚染土壌・産業廃棄物最終処分場はいらない町宣言というのをお決めになられたそうです。ということを最後に申し上げまして、終わります。

# 議案第1号関係(警察本部関係)

○三輪由美委員 他で反対するものがあります。なおかつ、青少年女性会館の廃止については認めることができませんので、よって反対いたします。

### 議案第9号関係

○三輪由美委員 大変大きな改正で、重要な変更も含めて課題は大きいと思うんですが、事前にお聞きしましたら、平成27年に認知機能検査を受けた受検者が7万3,948人おられて、そのうち認知症のおそれがある方が2,184人、診断書提出が46人で、実際の取り消し処分が14人ということで、平成27年はこういう数字と理解しているんですが、違ったら訂正していただいて。法改正後は、かなり量的にふえると思うんですがね。例えば、診断書提出、今46人ですが、どれぐらいまでふえるような見込み、取り消しまで見込まれているかどうかわからないんですけれども、お答えをいただきたいと思います。

それからもう1つ、この医師なんですが、認知症が診断できる医師が全国で、これも国会の1年前の答弁なんですが1,600人だという数字があるんですけれども、この千葉県内、人数も大変大きい県ですから、県内においてこの認知症の診断書提出できる医師数というのはどのように把握をされておられるか。医療分野との連携ですね。こういった問題について、千葉県警としての考え方はどうなっているのかお答えください。

- 〇委員長(関 政幸君) 内藤免許課長。
- 〇説明者(内藤交通部参事官兼運転免許本部免許課長) ただいまの件ですが、診断書の提出見込み数につきましては、改正道路交通法の施行後、医師の診断書の提出命令を受ける者は年間約2,000人と見込んでおります。これは、過去5年間における75歳以上の更新者数と、政令で定める一定の違反者数を勘案して算出したものでございます。

それから、医師の関係でございますが、千葉県内では認知症を診断できる医師として警察が全 て把握しているわけではございませんので、現在まで39人の医師から協力の同意を得られている ところでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 診断書提出が約40倍、2,000件程度という御答弁で、やはりかなりふえる。医師の人数が県内で39人というのは、私ども素人ですけれども、やっぱりかなり少ないかなというふうにも思いまして、今後こうした医療体制の充実ということも県警の側からも課題になってくると思うので、何らかの要望を知事部局に対してもなされる、そうした検討はあるのかどうなのかということも、ちょっと1点確認をさせてください。

関連して、自主返納を促すことが筋だということで、今、県警としても努力をされていると思うんですけれども、平成27年、28年、そして来年平成29年ということで、自主返納の実績、来年の見込みというのは、これは見込まれているのでしょうか、教えてください。

- 〇委員長(関 政幸君) 内藤免許課長。
- ○説明者(内藤交通部参事官兼運転免許本部免許課長) まず、取り組みの関係についてでございますけれども、千葉県では、改正道路交通法が施行後に医師の診断書の提出命令を受けるもの、これは先ほど申し上げたとおり年間約2,000人を見込んでおりまして、これは年々増加するものと思われます。これに的確に対応するために、医師会を初めとする関係機関、団体に対し協力依頼中でありまして、診断書が提出できないということで更新手続に影響が出ないよう努めてまいりたい、このように考えております。

続きまして、運転免許証自主返納についての関係でございますけれども、県警では、運転に不 安のある高齢者やその家族に対し、運転免許証の自主返納を促すため、交通安全教育や更新時講 習等の各種講習の機会に周知を図っているほか、自治体や関係機関、団体、これと連携した広報 啓発を行っております。また、自主返納しやすい環境づくりとして、返納者が交通機関の運賃や 宿泊施設の宿泊代等の割引を受けることができる優遇措置の拡充に努めており、現在、157の自治 体や企業から協賛を得ているところであります。今後も関係機関、団体と連携し、高齢者の自主 返納の促進を図ってまいります。

なお、最後に平成29年の見込みということでございますけれども、これについては、見込み数 はあえて算出してございません。

# 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 特典ということで、今、157自治体から協賛を得ているということがあったんですけれども、県内54自治体の中で、コミュニティバスとかオンデマンドバス、実は、私の住んでいる町としてはまだコミュニティバスは走っていないんですけれども、やはり過疎地域だとか、県内、千葉県も自主返納はしたい気持ちは大変あるけれども、生活だとか、買い物とか病院、仕事、足の確保が非常に不安だという声も聞かれます。現在は、県内54自治体でこうした交通の確保の特典がある自治体は何自治体なのでしょうかということが1点と、県警として、こうしたことをぜひ県内自治体で広げていきたいと、そういう気持ちはあるかとは思うんですけれども、県として、知事部局とも連携をされて、こうした足の確保ができるような何らかの県の支援、そうしたものは検討はされていないのか。

それから、1,000円の申請手数料、聞くところによると全国で負担なしにしている自治体もあると聞いておりますが、そうした自治体は把握をされておられるでしょうか。千葉県としても、この1,000円、申請手数料というんですか、返納の。負担を軽減するような検討はされていないでしょうか。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 小島交通総務課長。
- 〇説明者(小島交通部参事官兼交通総務課長) 交通総務課長の小島でございます。

まず、手数料の1,000円につきましては、自主返納のための手数料ではなくて、自主返納した後に運転経歴証明書の発行のための申請手数料になりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、県内での優遇措置をとっている市町村ということでございますけれども、これは、14の 市町村、自治体となっているところでございます。また、今後の進め方につきましては、先ほど 免許課長からもありましたとおり、関係機関・団体と連携を図りつつ、さらなる拡充に努めてま いりたいと、このように考えているところでございます。

また、他県の市町村、一部が助成金云々という話がございましたけれども、これについては千葉県警としても一部把握しているところでございます。例えば、近県でも茨城県であるだとか、あるいは山梨県で一部助成金が、そういう制度がとられているということでありますけれども、基本的に千葉県警といたしましても、この助成金につきましては、あくまでも自治体における判断で行っていただいているところでございます。つまり、優遇措置そのものは関係する市町村であるだとか、あるいは企業、団体――これはまさに協賛、は全て自主的に行っていただいているところでございまして、また、優遇措置についても各自治体、企業等が独自に判断されているところでございますので、県警といたしましては、その優遇措置の内容等について意見や要望等を申し上げているところではございません。いずれにしましても、他県のこういった取り組みについても参考ということで、広く県内の自治体や企業等に紹介をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

〇委員長(関 政幸君) 内藤免許課長。

O説明者(内藤交通部参事官兼運転免許本部免許課長) 運転経歴証明書関係でございますけれども、発行手数料には1,000円を要しているところでございます。他県では、高齢者の事故防止対策の一環といたしまして、自治体等が運転経歴証明書の交付申請手数料を助成しているところがあることは承知しております。県警といたしましては、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりとして、返納者に対する優遇措置の拡充に努めているところでございまして、引き続き自治体を初めとした関係機関、団体に対し優遇措置の拡充、これに向けた理解と協力の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

○委員長(関 政幸君) 以上で質疑を終結します。

これより議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

三輪委員。

**○三輪由美委員** 認知症は、やはり大変ふえていくし、こうした対象者もふえていくことがわかりました。医師の問題も課題があるということがわかりました。県としても取り組んでおられるということも理解はいたしましたけれども、やはり他県では助成の実施もあるということを聞いております。ぜひ県としてより効果的に進むよう、今も交通事故が全国的にも千葉県、大変多い県となっておりますので、そうした形で改善を求めていきたいと思います。

以上です。

# 高江ヘリパッド建設の即時中止と機動隊の撤収を求める意見書(案)関係

○三輪由美委員 9月の常任委員会でもこの高江の問題、指摘をさせていただき、当局ともやりとりをいたしました。依然として、今の段階においても矛盾はますます大きくなり、広がり、そして沖縄県民の負担が深く、大きくなっているということはもう明らかです。千葉県は、県警としては拒否、断ることはできた。しかし、今もなお継続して派遣をしているという事実、また、県民からも被災地への救援とか人命救助など、そうしたことなら必要ということはあるわけですけれども、県民の大事な税金をこういう沖縄への高江派遣に使わないでほしいという声もあるということも紹介させていただきました。よって、ぜひ委員の皆様には御賛同いただきたく、私ども会派として共同の提出をさせていただきました。よろしくお願いします。

# その他

**〇三輪由美委員** では、通学路の安全対策と、通学路における信号機設置の問題について伺いたいと思います。

せんだっても八街の通学中の児童が事故にあいまして、まだまだ心配が絶えません。 4年前でしたか、警察庁から通知が出て、通学路の緊急合同点検、これが100%完了したのは県警としてはいつなんでしょうか。その後、直近に至るまで、県内の通学路での子供が絡む事故は何件ぐらい発生して、死傷者は何人と把握をされているのか教えてください。

私は4年前の緊急通学路合同点検通知というのが頭にあるわけで、それ以降、警察庁に対して 通学路の問題で何らかの通知が来ているのか。来ているなら内容を教えていただきたいと。お答 えください。

- 〇委員長(関 政幸君) 杵渕交通規制課長。
- ○説明者(**杵渕交通規制課長**) 交通規制課長の杵渕です。

通学路の緊急点検についての御質問でございまして、平成24年に教育委員会、学校及び道路管理者とともに通学路の緊急点検を実施しました結果、県下の対策必要箇所はトータル2,419カ所でありまして、このうち、警察としては474カ所において何らかの対策が必要ということでございます。このため、順次必要な整備を推進してまいりまして、本年11月末をもって全ての対策が完了したところでございます。

次に、通学路の本県緊急点検の際の警察庁通達以後の警察庁からの通達ということでございますが、平成25年5月31日に緊急合同点検の結果を受けた対策を推進しているけれども、以後も相互に連携して通学路の安全確保に取り組むことが通達されております。また、平成25年12月6日には、文部科学省より合同点検から対策の実施までの一連の流れをPDCAサイクルで実施する通学路交通安全プログラムを各自治体において作成し、それに基づいて対策を進めるよう通達があったものでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 11月末でようやく100%完了ということをお聞きしまして、やはり平成24年に 点検したものもここまでかかったんだなということがわかりましたが、県警としては、その平成25年の2回の通知を受けて、まだ危険な通学路はあるという認識なのかということを1点お伺いをしたいのと、やはり歩行中に交通事故に遭った死傷者数を年齢別に見ると、6歳、7歳で圧倒的に事故が多いと全国的にも聞き、千葉県でもそのような傾向だとは伺っているんですが、最新のデータでやはり県内でも7歳が多いのでしょうか。県警としては、対策をどのように講じているのかお答えください。
- 〇委員長(関 政幸君) 杵渕交通規制課長。
- **○説明者(杵渕交通規制課長)** 通学路にまだ危険な箇所があるのか認識をという御質問でございます。これにつきましては、先ほども申し上げました各自治体における通学路交通安全プログラムに基づいて、それぞれの自治体が各年ごとに協力して通学路の点検を実施しており、その際に、その都度危険箇所として要望が上がってまいりますので、実態としてはまだあるのではないかというふうに認識をしております。

- 〇委員長(関 政幸君) 小島交通総務課長。
- **〇説明者(小島交通部参事官兼交通総務課長)** 歩行中の交通事故死者数について年齢別で見る と云々という御質問でございますけれども、平成27年中における歩行中の交通事故死者数、負傷

者数を年齢別で見ますと、最多が8歳の74人、次いで7歳の71人でありました。亡くなった方はございません。また、過去5年で見てみますと7歳が最も多く、平成23年中は107人、平成24年中は103人、平成25年中は112人、平成26年中が74人であり、平成24年と25年で4名の児童がお亡くなりになっているところでございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 対策もお聞きしましたけど。
- 〇委員長(関 政幸君) 対策について。

小島交通総務課長。

**〇説明者(小島交通部参事官兼交通総務課長)** 県警では、交通安全機関・団体と協力をしながら、登下校中の見守り活動であるだとか、あるいは道路管理者との現場診断により、道路の改良等の協議について現在進めているところでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 8歳、7歳、小学校1年生、2年生という年齢で、やはり学齢期、入ったばかりの新入生が、これまで保育園とか幼稚園とか親の手元だったものから離れたときにと、大変重要な特徴であり、ここを何としても守らなければならないので、教育と啓発はもちろんのことながら、私は今回その信号機の設置にちょっと絞ってお伺いをし、要求していきたいと思うんですが、来年の3月までにいわゆる警察庁が出した信号機設置の指針を満たしていながら、まだ未設置なのが、県全体で、通学路も含めて、その他のところも100カ所ある。そのうち、通学路は決算審査特別委員会のときは43カ所つけることができない、100カ所指針を満たしていながらつけていない。そのうち未設置、このままではつかないというのが43カ所通学路で残されているということなんですが、この未設置の理由は何でしょうか。今の通学路はまだ危険だということからすると、指針を満たしているわけですから、43基つけるのには大体幾らぐらい見込まれているのかも含めて、これは何としてもつける必要があるんじゃないでしょうか。この点については県警はどのようにお考えなのか。

例えば、指針を読ませていただきますと、1年前にその場所で、この1年間で2件以上の人身 事故が起きたところは優先的に、択一的に判断をするんだという記述がありました。まだつけら れない43カ所の中で、1年間で2件以上の人身事故があったところというのは何カ所ぐらいある んでしょうか、教えてください。

- ○委員長(関 政幸君) 杵渕交通規制課長。
- ○説明者(杵渕交通規制課長) 県警といたしましても、通学路における信号機の設置要望につきましては重く受けとめておりまして、できるだけ早く必要性、緊急性等を判断の上、重点的に整備を行っているところであります。しかしながら、県内には老朽化して更新の必要性が高い信号機が年々増加しておりまして、限られた予算の中でこれらの適切な維持管理を行いながら、新たな信号機の設置を計画的に進めているところでございます。したがいまして、直ちに要望のあ

った信号機を全て整備することは難しい状況にございます。

43カ所全てをつけた場合の額の見込みはどうかということでございますが、そもそも信号機を 設置することを決定して現地の調査を詳細に行ってみませんと、それぞれの交差点でかかる費用 が判明しませんので、現時点で額をお答えすることはできません。

次に、2件以上の事故が起きたところがどれだけあるかということについては、現在手元に資料がございませんので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

以上です。

# 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

**〇三輪由美委員** やはり危機感を持って取り組んでいただかなければ困りますし、大体1基300 万円、単純にはいかないんだけれども、としても1億数千万円、あるいは2億円、3億円、10億 円もかからないわけですよね、5億も恐らく。場所にもよりますけれども、1億円、2億円まで でこれはできるわけです。もちろん老朽化したところは直していただかなければならないわけで すが、やはり信号機の予算をもとに戻せと私は言いたいですね。例えば、平成22年からこの間、 今28年ですから6年前から言いますと、信号機の設置が99基、96基、87基、95基、83基、ここ2 年間が60基、60基でしょう。ふやすんじゃなくて減らしているんですよね、信号機の新たな設置 を。まず、これは全国ワースト2番目という大変深刻な中では、やはり来年度に向けてはもとに 戻すと。通学路はやはり優先して入れるということを、これは繰り返しになりますので要求して おきますが、この問題の最後に、これは今現在千葉県は第10次の交通安全計画を実施をされてい るんだと思いますが、県内43カ所、もちろんこの43カ所に入っていないところからも、例えば松 戸市小山というところからは一千七百幾つの署名なども寄せられて、通学路の信号機つけてほし いというのが来ていますけれども、少なくとも43カ所指針を満たしているんだから、どこですか と。公開をして、県民と皆さんと一緒に来年の3月までは今のところつけられないという状況に はあるんだけれども、みんなで通学路、信号機が本当はここ必要なんだ、だけれどもつかないん だったら、地域の皆さんの協力を仰いで何としても子供を事故に遭わさないように頑張ろうじゃ ないかということで、公開をして守っていくべきだと思うんですが、それ公開できませんて言う んですね。その理由は何ですか。私はやっぱり公開をして、みんなで安全な道路環境、交通の整 備を住民と一緒にやっていくべきだと思うんですが、その公開できない理由は何でしょうか。

○委員長(関 政幸君) 公開できない理由は何でしょうかと。

杵渕交通規制課長。

**○説明者(杵渕交通規制課長)** 信号機設置の指針は、あくまで信号機設置を検討する上での一定の基準でありまして、それを満たしているから必ずつけるというものではございません。性格といたしましては、この基準をクリアした上で、他に代替の手段がないですとか、あるいは緊急性が高いというようなことを踏まえて設置を検討するものでございまして、あらかじめこれを公表することによって、つかないとなった場合にやはり影響が大きいことから、現時点でこれを公表することは不適切というふうに考えております。

以上です。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 指針について、指針を満たしているからといって必ずつけられるものではないという、ちょっと後ろ向きの答弁がありましたけれども、指針を何度も私は読ませていただきまいた。冒頭に、警察庁から、これは平成27年2月28日ですよね。冒頭に4行ぐらい書いてありますね。警察庁から本指針に準拠して信号機の適切な整備を推進されたいと。もちろん、本指針に合致しないものについてはこれによってふるい分けられ、優先順位が後になる場合もある。しかし、要は指針に準拠して適切な整備を推進されたいというふうに冒頭書いてあるわけですよね。そういう見地にやっぱりきっちり立っていただかなければいけないと思います。

第10次の、ちょっと分厚いのできょうは持ってこなかったんですが、県の交通安全計画の69ページの真ん中に、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表しますと書いてございます。ですので、公表してつかなかったら大変だということではなくて、本当に子供の命を守るために、県の計画に書いてあるように、公表するということも検討していただきたい。慎重に配慮されながら、公表を検討して、より地域の住民との協力を深めていただきたいがどうか。これは1点質問させてください。

- **〇委員長(関 政幸君)** 公表を検討すべきではないかという御質問ですね。 杵渕交通規制課長。
- **○説明者(杵渕交通規制課長)** もろもろの検討を進めた上で、設置が確実に確定したような場合には公表を検討してまいります。

それから、先ほどの御質問で43件のうち人身事故2件以上の要望箇所は何カ所あるのか、これ については1カ所でございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 続いて、パチンコ店の営業許可に関して幾つか伺いたいと思います。

まず、風営法の許可申請が申請されて、その後の審査のあり方についてです。警察署からの照会文書が、保育所や病院ありますか、学校ありますかということで各関係機関に送られますが、その照会文書における地図の描き方の問題で、9月の常任委員会や決算審査特別委員会で余りに大まか過ぎるということ、しかも、まちまちだということを指摘をしてまいりました。大体3種類ありまして、ある地図はパチンコ店の真ん中から、建物の真ん中から70メートルの円が描かれている。あるときはパチンコ店の壁から70メートルの円が描かれている。あるときはパチンコ店の壁から70メートルの円が描かれている。あるときは壁からではなくて敷地の周辺、端っこから、植え込みなども含めて敷地からということで、3種類ある。これはまちまちだということを指摘しましたが、県警は大まかでいいんだと。2番目に照会、番地を指定しているから結論としては適正に審査をしていると、この大まかな地図の問題については改めませんでした。

そこで、再度伺います。厳正なる審査に疑念を抱かせる地図は直ちに改めていただきたいが、

どうか。

〇委員長(関 政幸君) 照会文書の添付地図。

横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 風俗保安課長の横山でございます。

照会書の照会の地図のあり方についてですけれども、照会書には営業所の所在地とそこからの 距離を示し、さらに調査依頼番地として地図の円にかかる住居表示を記載するなどしていること から、照会内容に問題はありません。しかし、これまで委員から照会を受ける側にとって図面が まちまちであっては担当者が悩んでしまうなどとの御指摘もございましたことから、県下全署に 対し、改めて営業所の敷地の周囲を起点とした図面を作成するよう指導してございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 なぜ私がこういうことを言うかというと、細かなことを何でだという声もあるかもしれませんが、要するに、70メートル、100メートルの規制を審査するときに、起点が違えば当然のことながらメートルが狂ってくるということで申し上げ続けてきたわけです。それで、今の答弁で初めて疑念を抱かせるような地図は改めるよう指導しているとお答えがありました。実は、ある自治体では、警察署に聞いたところ、それは壁からですという回答が返ってきたんですね。ですので、やはり関係機関、今まで警察が照会をかけていた相手にも誤解のないようきちっと通知をすべきではないか。そして、真ん中からはかっていたところについては、全部が全部、再度チェックするのは大変でしょうけれども、真ん中から地図を書いていた部分については再度やはりチェックをすべきではないか。この2点を重ねてお聞きをいたします。
- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 壁からの測定に関してでございますけれども、例えば、壁から 円が記載してあるということにつきましては、営業所が複合ビルの一部を利用した場所で申請さ れている場合は、一概に間違いではなく、営業所の敷地は壁から計測することになりますので、 これ自体は誤りではございません。

先ほどの中心をバツと申した関係につきましては、これまでも申し上げておりますけれども、 営業制限地域までの距離の大まかな目安も書いてございますし、照会書自体にはその住居表示で すとか記載してございますので、実際の距離よりも広目にとっておりますし、現に距離が微妙な 場合につきましては、現場に赴いて確認するなどの措置を講じておりますので、これまでの許可 に関しての誤りはないものと思われます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 関係機関、大変多いわけですから、やはりこれまでの、今までずっとまちまちにやっていた、それを警察署内部で改めたということですので、そのことがやはりわかるようにすべきだということは要求しておきます。これ以上は同じことになりますので、要求のみにとど

めます。

今も答弁がありましたように、地番を、地図だけではありませんよと、ここに地番というのを お書きなさって、この地番に学校がありますか、病院がありますかということでかなりの地番が この下に書かれております。この照会文書の地番について、今度お伺いをいたします。

この地番というのは、何カ所ここに書くのだとか、この地番というのはどういうことで警察署 さんがピックアップをして書かれているのか、何かそういう基準というか目安というのはあるん でしょうか、教えてください。

- ○委員長(関 政幸君) 地番記載の基準ということですね。
- 〇三輪由美委員 そうですね。
- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 照会書の地番の関係につきましては、参考までに地図を添付しておりまして、その営業所からの距離、例えば70メートルですとか100メートルですとか、この範囲を参考に添付して、おおむねこの周囲に保全対象施設がないかということで記載しておりますけれども、住居表示はその円内にかかる番地で、家屋等で住居表示がなされているものをピックアップして記載しておるところでございます。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 私どももこういう書類を見せていただくのは初めてなものですから、実は、6 月の県議会で請願が御議論いただいて採択をされた松戸新田の出店計画にかかわる照会書を今回 初めて全部とって見せていただきましたが、例えば地番に仮に間違いがあったら、どういう扱い になるんでしょうか。これは公文書ですよね。照会書の地番が間違っていたりした場合は、訂正 をされるとか、照会のやり直しをされるとか、一般的なルールはどうなっているんでしょうか。
- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 住居表示の記載間違いについてでございますけれども、全て、場合によっては一部間違いがあるものもあるかもしれません。各警察署においてそれぞれ照会しておりますので、記載方法も若干異なることもあろうかと思います。ただ、一般的には地図も添付しておりますし、照会先が誤ってその地番表示に基づく回答をすることはないと思われますけれども、仮に誤った回答があったとしても、警察では照会結果を踏まえまして現地に赴き確認し、その他必要な調査を行って警察で判断をいたします。照会機関のほうから誤った地番表示について再度求めがある場合には、再度発出文書を提出するというような措置を講じてまいりたいと思います。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 私が伺ったのは、誤った回答ではないんですね。警察署から照会をされる地番 に誤った、ありもしない地番が書かれていた場合はどうなのかということをお聞きしました。

- ○委員長(関 政幸君) 照会をかけた文書の中の地番が間違った場合と。
- 〇三輪由美委員 そうですね。
- 〇委員長(関 政幸君) 答えられますか。

横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 先ほども申し上げましたけれども、一部住居表示の誤りがあった場合でも、図面を添付しておりますので、その営業地域の中の表示についてはおおむね理解できていると思われます。それで、地番表示に誤りがあっても、地図がありますので御理解いただいているものと判断いたしますけれども、改めて照会機関のほうから問い合わせがございましたときは、当然真摯に回答いたしますし、要望があれば照会書の地番表示の誤りについても訂正して、再度こちらのほうから照会をさせていただくという措置を講じてまいりたいと思います。以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- 〇三輪由美委員 再度照会をやり直す場合もあるという答弁でした。今回の6月の県議会で請願が採択された松戸新田のパチンコ店についてですけれども、実際に警察が出した照会文書の地番に間違いがあります。教育庁企画管理部財務施設課長に照会をかけた10月25日付10カ所、千葉県健康福祉部長、11月1日付に対する10カ所、千葉県総務部学事課長に対する10カ所、10月28日付、松戸市教育長に対する10カ所の合計40カ所です。この照会文書の地番の間違いについて、現在千葉県警本部ではどのように調査をされているでしょうか。
- **〇委員長(関 政幸君)** 照会文書の地番に間違いがあったんじゃないかということですけれど も、答えられますか。

横山風俗保安課長。

- ○説明者(横山風俗保安課長) 今回の松戸市のパチンコの申請があった照会のことでよろしいでしょうか。
- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 そのとおりでございます。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 照会書の地番につきまして、委員が御指摘のとおり、その一部 地番について、具体的に申しますと松戸新田の地番が本来松戸市和名ケ谷の地番であったという ような、誤って記載しているところはございました。ただし、先ほど来申し上げておりますとお り、住居表示の一部の記載に間違いはございますけれども、営業所の周囲の地図もあわせて添付 しております。さらに、回答結果も踏まえまして、現に警察では現地に赴き確認をしております し、その他必要な調査も行っておりますので、今回の許可については何ら影響を及ぼすものでも ございません。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 私は、この案件については12月5日だったと思いますが、許可がおりましたと

いうことをお店の方が、営業店の方が地域の方におっしゃられ、そして12月5日付で許可が出た ということを、私は住民から知りました。それで、県警のほうに照会書の文書について開示を求 めたところ、開示されましてここに、手元にあるわけですが、県警のほうはお気づきになってい るということで、いつそれはお気づきになられたんでしょうか。

- **〇委員長(関 政幸君)** 多分、照会文書適正のあり方という趣旨の質問だと思うんですけれど も、30分以上やられているので、ある程度まとめていただいて、お願いします。
- 〇三輪由美委員 委員長、県警本部の答弁。
- **〇委員長(関 政幸君)** では、知った時期はわかりますか。 横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 12月の5日に許可をしましたが、許可後に認知いたしました。 内容につきましては、地名の松戸新田と和名ケ谷の地番が誤りがあったということですけれども、 照会した担当者のほうから確認しましたところ、道路を隔てて当該地域付近には和名ケ谷と松戸 新田の地域があるということで、誤って記載したというふうに聞いております。

以上です。

**〇委員長(関 政幸君)** 照会文書で地番が間違っていて、でも、その後実は現地調査で再度確認されているということなんですよね。それを踏まえて。

三輪委員。

- **○三輪由美委員** しかし、やはりこの地番については各関係機関がここにあるかないかということを警察の側からこの地番をお示しになってお聞きになっているわけですよね。公文書で間違いに気づかれた段階で、関係機関にお知らせをされたんでしょうか。どのような対応をされたんでしょうか。
- 〇委員長(関 政幸君)関係機関に連絡したのか。横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 地番表示の誤りを認識した時点において、照会しました警察署を経由して照会先のほうには連絡をいたしました。そのうち1件につきましては、警察署のほうの担当者を介しまして照会先に確認をしましたところ、その正規の番地であっても該当ないということで、全部御理解をいただいて回答をいただいているところでございます。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 これは、6月の請願の中でもやはり厳正なる審査ということで、慎重にやられたはずなんですね。全部慎重にやっていますということだろうと思うんですけれども、それにもかかわらず、こういうずさんな、誤った地番が書かれていた、それも12月5日、許可後にそれに気づいた、口頭だけで済ませているということに対して、私はもう一度やはり照会のやり直しをすべきではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。公文書の間違いをきちっと訂正されて。先ほどやりとりの中でも照会のやり直しをする場合があるというふうに御回答され

ました。今回、請願が全会一致で採択されているということもあり、きちんとされるべきではないでしょうか。

- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- ○説明者(横山風俗保安課長) 今回の照会文書につきましては、全てが誤りではなく、70メートルと100メートルの地域で100メートルの対象の地番表示について一部誤りがございました。その後、警察のほうでは周辺の地図を添付して照会しておりますし、現に照会の結果も踏まえまして、現地に赴いて確認しておりますので、現時点において照会書はあくまでも照会書ということで、それに対して回答をいただいた、その後、再度関係機関に確認したところ、それを踏まえて保全対象施設はないとの回答をいただいておりますので、特に改めて発出することは今の段階では考えておりません。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 訂正しないと、照会文書、間違っていた地番が40カ所間違っていたけれども、 訂正の公の文書、公文書間違ったままでいくということですね、わかりました。非常にいい加減、 口頭で訂正をして、公文書の……

(「あのね、ちゃんとルール守っているから許可おろしたんだから、それについていちゃもんつけるんだったら民事訴訟でも何でもやって、外でやればいいじゃない、ここでやらなくたって」と呼ぶ者あり)

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- ○三輪由美委員 次に、パチンコ店敷地から病院敷地までの距離は70メートル以上離れていなければならないということでありますけれども、何メートルだと警察は判断をされたでしょうか。 3カ所の病院の専用駐車場については、私どもは病院の敷地というふうにみなし得るものであり、専用駐車場の敷地の端からは約35メートルしか離れていないということを考えてまいりましたけれども、この点について県警の御見解をお聞かせください。
- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- 〇説明者(横山風俗保安課長) 保全対象施設である病院の敷地の周囲から、営業所、パチンコ店の敷地までの最短距離を測定した結果は、71.354メートルでありました。

2つ目の、病院の駐車場を警察は保全対象施設から外したというか、保全対象施設の敷地ではないと判断いたしましたが、この関係につきましては、保全対象施設の敷地とは、実際にその施設を利用する者の用に直接供されている土地を言います。これに該当するか否かにつきましては、連続性、一体性及び専用性を踏まえて総合的に判断することになります。ちなみに、連続性、一体性につきましては、その判断対象の土地が当該施設と連続し、これと一体である必要があると解されているところでありますが、当該施設と判断対象の土地がフェンスや公道で明確に分離されているような場合は、連続、一体性がないものと解されます。また、専用性につきましては、当該施設を利用する者の専用のものである必要があると解されているところでありますが、保全

対象施設が病院である場合は、判断対象の土地について患者の利用実態がないときや、医療活動の場として直接利用されていないときには、一般的には専用性がないものと解されます。

以上のことを踏まえまして、警察では現地に赴きまして確認し、さらに、関係者から聴取するなど調査した結果、病院の駐車場は実際にその病院の施設を利用する者の用に直接供されている土地ではないことから、保全対象施設の敷地に該当しないと判断をいたしました。

以上です。

## 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

**○三輪由美委員** 71.354メートルということで、ぎりぎりと。警察が判断された地点から地点で、現場に行きますとパチンコ店の明らかに敷地であるところですが、営業店とはみなさないということで、白い柵で区切ってあったりとか、病院のほうも門扉の外の小さな植え込みは敷地ではないということで、そこまではかるとかという形で、かなり目いっぱいのメートルですね。

しかし、私はやっぱり納得いかないのは専用駐車場の問題です。患者の利用実態がないとおっしゃいますけれども、病院専用駐車場と大きな看板が2カ所にありまして、例えば、土日なんかはいろんなところから、これは療養型の病院ですから御家族が見えます。病院が建っているところの敷地はもういっぱいになって、何々病院専用駐車場と大きな看板があれば、そこにとめていますよ。それから、病院の名前がボディーに書いた車が公道を挟んで向かい側の駐車場にとまっていますよ。これは明らかに社会通念上見て、地域の目で見て専用駐車場、病院の敷地ではないですか。

それから、地続きになっている、3カ所あるんですけれども、病院の建物の建っているところから地続きで、ここも住民が11月に、ここは病院の駐車場ですかと聞きました。はい、病院のものですということで、一般住民にそういうお答えになっているんですよ。ですので、実態としてはやはりこの3カ所の専用駐車場は病院の敷地であるというふうに判断をするところですが、いかがでしょうか。

#### 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。

○説明者(横山風俗保安課長) 専用駐車場の看板が掲出されておるということですけれども、専用性につきましては、その病院という施設を利用する者の専用のものである必要があると解されておりますけれども、その病院である場合は、そこの駐車場の土地につきまして、患者の利用する駐車場、つまり、治療を受ける外来患者さんなどの通院であったり、医療活動の場として直接利用されている場所の駐車場、つまり、救急車が専用にとまるですとか、医師の緊急呼び出しでお医者さんがとめるですとか、そういうのが保全対象施設の敷地としての専用駐車場でありまして、単に病院の職員が通勤に利用するための車をとめるために契約している駐車場については、実際に病院を利用する者の用に直接供されている駐車場と言えず、専用性はないと言えます。

また、看板の掲出の関係でございますけれども、今申しましたとおり専用性もございませんし、 そもそも道路で明確に分離されていることから、連続、一体性もないと解されますので、たとえ 専用駐車場の看板が出ていても、全てが保全すべき敷地とは言えません。 次に、連続してつながっている駐車場について、付近住民の方がここは病院の駐車場であると申したとのことでございますけれども、警察のほうで調べましたところ、その駐車場につきましては病院の契約ではございません。第三者の契約であることを確認しておりますし、駐車場の所有者、病院の関係者などから聴取し、現在は病院の契約ではないことを確認をしております。以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 最後におっしゃったのは、3カ所あるうちの地続きのところだと思いますが、 その契約はいつ時点でかわりましたかという点が1点。

それから、私、指摘させていただいた病院の名前が書いてある車も、道路向かいの専用駐車場 にとまっております。これについてはどうなんですか、お答えいただきたいと思います。

- 〇委員長(関 政幸君) 横山風俗保安課長。
- **〇説明者(横山風俗保安課長)** いつごろの契約になっているかとのことでございますけれども、個人情報にも当たりますので差し控えさせていただいて、警察のほうは、あくまでも調査している時点において、病院の契約ではないということは少なくとも確認をしております。

病院の名前の記載されたその車両がとまっていたということですけれども、それに関しまして は実態がどのようになっているかについては、警察で現に確認しているわけでありませんので、 差し控えたいと思います。

以上です。

- 〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。
- **〇三輪由美委員** 毎日見させていただいておりますので、確認をしていただければわかります。 専用駐車場と書かれているところにとまっております。

従業員とおっしゃったんですけれども、従業員専用駐車場と書いていないんですね。例えば、皆さんもいろんな大きなお店の店の名前が書いてある駐車場はとめますよね。社会通念上、一般常識上、そういうことだということは改めて申し上げておきたいと思います。通用しないと、やはり病院との距離は35メートル余りしかないということは強調しておきたいと思います。

最後に、パチンコ店ができますと、まだ光が放たれておりませんが、電子看板という看板が和名ケ谷スクランブル、2カ所スクランブルがある、そこにこのように五、六メートル四方の看板が、この信号と信号の間にこう見えるわけなんですね。場所を移動すると信号が本当に直近に入ったり目に入るわけです。これは電子看板がまだ稼働していませんから、射幸心をあおらなければなりません、このパチンコの営業店の看板というものは。常に動画で動いている、そうしたものがこの信号機の直近に、しかもスクランブル交差点という危険なところに入るとこれが見えるということについて、交通の妨げになるというか、大変危険なことになりはしないでしょうか。この点については県警の見解、信号機の問題ですが、いかがでしょうか。現地をごらんになって確認をされているでしょうか。されていなければ、ぜひ確認をして、事故の原因とならないような方策を考えるべきではないでしょうか、お答えください。

〇委員長(関 政幸君) 杵渕交通規制課長。

〇説明者(杵渕交通規制課長) 委員御指摘のとおり、今回新設された店舗に電子看板が設置されたことから、直近交差点の信号機の視認性について現地の調査を行いました。その結果、まてばしい通りを東松戸方面から松戸市消防局方面に向けて進行しますと、この店舗直近のスクランブル交差点の手前で緩やかな右カーブになってございます。このため、このスクランブル交差点の約50メートル手前の交差点付近からは、当該店舗の電子看板と、その手前にある補助信号が重なって見えることを確認しております。

また、先ほどまだ委員は点灯されていないというふうにおっしゃられていましたが、12月10日に点灯されておりまして、その状況も確認しました。以前に比べて補助信号が見えづらくなったということはありますものの、対面する正規の信号もありまして、この電子看板によって直ちに信号による規制に支障が生じることはないものと判断をしております。

以上です。

す。

〇委員長(関 政幸君) 三輪委員。

○三輪由美委員 12月10日、私も見ました、県警も見た。しかし、私は危ないと思った、県警は危なくないという見解の違いでありますけれども、これは県民の皆さんが判断をされるでしょう。最後に、この風営法、パチンコ店許可がおりましたけれども、先ほど産業廃棄物の問題も議論になりましたけれども、事前協議もなければ、建物を全部建てた後に、最後に営業許可をおろすという仕組みになっております。国の法律です。しかし、やっぱりこれでいいのかということをつくづく考えるわけです。住民の合意も要らない、ほかのギャンブル――パチンコはギャンブルではないということなんですけれども、他の制度ではそうじゃないですね。地元市の意見書も要らない、住民の理解や協力、あるいは環境協定なるもの、そのような似たようなものも要らないというこの仕組み、やはり大きな矛盾であるということ、この改善を警察庁には要望いたしておりますけれども、ぜひ千葉県警としても改善をしていただきたいということを要求し、終わりま